



様式第3号（第9条、第12条、第13条関係）

一般廃棄物処理業許可証

令和5年8月31日

住 所 京都市伏見区南寝小屋町91番地
氏 名 安田産業 株式会社

代表取締役 安田 奉春 様

久御山町長 信 貴 康



廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第7条・~~第7条の2~~）第2項の（許可・許可更新・変更許可）を受けた者であることを証します。

許 可 番 号	久御山町許可第 8 号
有 効 期 間	令和5年9月1日から 令和7年8月31日まで
事 業 の 範 囲	事業の区分：収集運搬業（積替え・保管を除く。） 廃棄物の種類：ごみ（特別管理一般廃棄物を除く。） 営業の区域：久御山町内
事業場の所在地 及 び 名 称	
許 可 件 等 条 件 等	1 一般廃棄物の収集運搬及び処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条の基準によること。 2 収集運搬及び処分料金は、久御山町廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例第15条の手数料の範囲を超えないこと。